

令和2年11月20日

組合員 各位

裁判所共済組合本部経理係

裁判所共済組合一般福利厚生事業（福利厚生パッケージサービス）
の業務委託契約について

標記の業務委託契約の契約期間は令和3年3月31日までとなっており、現在、令和3年度の同事業の業務委託契約の締結に向けて業者の選定手続を行っています。

新たな業者の決定は、令和3年1月下旬頃となる予定ですが、現在の委託業者である株式会社ベネフィット・ワン（以下「ベネフィット・ワン」という。）に代わり新たな業者が選定された場合、ベネフィット・ワンが提供する福利厚生サービス（ベネフィット・ステーション）は、令和3年4月1日以降、利用できなくなります。また、ベネフィット・ステーションのポイント（ベネポ）につきましても、令和3年4月1日以降、失効しますので、念のためお知らせします。

なお、現契約期間中に予約申込みが成立している場合には、そのサービスの提供等が令和3年4月1日以降であっても、サービスの提供を受けることができます。